

天栄村高齢者補聴器購入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により、コミュニケーションを取ることが困難な高齢者に対し、補聴器の利用を促進し、高齢者の地域社会への参加を支援するため、補聴器購入に要する費用を予算の範囲内で補助することにより、高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有し、65歳以上の方
- (2) 村民税非課税者
- (3) 聴力レベルが次のいずれにも該当しない方
 - ア 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方
 - イ 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方
- (4) 耳鼻科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の装用が必要と認められた方
- (5) 過去5年以内にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない方
- (6) 村税等の滞納がない方

2 前項の規定にかかわらず、村長は、特に必要と認める者に対して補助金を交付することができる。

(補助対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、医療機器として認定されている補聴器の購入に要する費用(附属品の購入に要する費用、診察料、文書料、修理費用、送料等を除く。)とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象費用の額とし、20,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 費用の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補聴器を購入する前に、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 天栄村高齢者補聴器購入事業補助金医師意見書(様式第2号)
- (2) 販売事業者が作成した見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に定める申請があったときは、第2条及び第3条に規定する要件について審査の上、補助金の交付の可否を決定する。

2 村長は、補助金の交付を決定したときは、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 村長は、補助金の交付の申請を却下したときは、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補聴器の購入をした日から起算して2か月以内に、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)に領収書及び通帳の写しを添えて、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該報告者に通知するものとする。

(台帳の整備)

第8条 村長は、補助金の交付の状況を明確にするため、天栄村高齢者補聴器購入事業補助金台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 村長は、虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、当該者に係る補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。